

宮国保運協第 1 号
令和 4 年 10 月 25 日

宮代町長 新井 康之 様

宮代町国民健康保険運営協議会
会長 稲山 貞幸



宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和 4 年 8 月 4 日付け、宮住民発第 203 号で諮問を受けた「宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて」、付帯意見を付け下記のとおり答申いたします。

記

1 国民健康保険税率等の見直しの必要性

国民健康保険は、近年、少子高齢化の影響等を受け、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により加入者が大幅に減少しています。また、加入者の高齢化の進展や医療の高度化等により、一人当たりの医療費が増加し、一方で所得水準が低いといったような構造的な問題を抱えており、財政運営の安定性をどのように確保していくかが課題となっています。

このような中、国民健康保険の財政基盤の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度に県と市町村の共同運営による国民健康保険制度の都道府県化が始まり 4 年が経過したところです。

この制度改革により、市町村は県に国保事業費納付金を納める一方、保険給付費の財源として県から交付金が交付され、県は国保事業費納付金を納めるために必要な税率を標準保険税率として市町村に提示することとなりました。

令和 3 年度国保特会決算においては約 4,000 万円の赤字が生じており、現行の保険税率を維持した場合、令和 5 年度以降は毎年 1 億円を超える赤字が続き、早急な赤字解消が求められています。

今後の赤字解消にあたっては、埼玉県国民健康保険運営方針（第 2 期）において、令和 9 年度には保険税水準の統一と赤字解消への取組が求められている中、加入者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、段階的に令和 8 年度までの赤字解消に努めていくよう次のとおり答申します。

2 答申内容

宮代町国民健康保険税税率等の見直しについて

(1) 国民健康保険税の税率の見直しについて

ア 医療分（基礎課税分）の保険税率

所得割 6. 98% (+ 0. 81%)

均等割 32, 000円 (+ 200円)

イ 後期分（後期高齢者支援金分）の保険税率

所得割 2. 09% (+ 0. 04%)

均等割 11, 400円 (+ 400円)

ウ 介護分（介護納付金分）の保険税率

所得割 2. 10% (+ 0. 21%)

均等割 14, 600円 (+ 500円)

(2) 国民健康保険税の賦課限度額の改定について

ア 医療分（基礎課税分）の賦課限度額 65万円 (+ 2万円)

イ 後期分（後期高齢者支援金分）の賦課限度額 20万円 (+ 1万円)

ウ 介護分（介護納付金分）の賦課限度額 17万円 (± 0円)

(3) 赤字解消ルール等の見直しについて

平成30年度の答申における赤字解消額については、改正前年度の赤字額の概ね半分としているが、今後は、埼玉県国民健康保険運営方針に示されている令和8年度までの赤字解消と標準保険税率との比較や決算状況等を考慮しつつ、加入者の急激な負担増とならないよう、定期的な保険税率の見直しと合わせて検討すること。なお、保険税率の見直しは2年毎とすること。（令和5・7年度及び県運営方針で定められた赤字解消目標年度である令和8年度）

3 付帯意見

(1) 国民健康保険税収入は国保財政の根幹をなすものであるが、税率改正にのみ重みを置くのではなく、所得の少ない世帯への配慮や加入者の生活状況についても注視をすること。

(2) 国保財政の健全化は町全体の課題と捉え、あらゆる施策を検討し、町の発展と共に国保財政の健全化が図られるよう努めること。

また、健康介護課や宮代町社会福祉協議会などの関係部署と連携を強化し、加入者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化への取組を推進すること。

(3) 今後も、国費等の投入が拡充されるよう国・県に要望するなど、国保財政の健全かつ安定的な運営に努めること。

(4) 税率等の改正にあたっては、町国保の現状等も含めて町民への十分な周知を図ること。

以上